

令和6年度
「令和6年能登半島地震に係る大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」
実施要領

1 趣旨

令和6年能登半島地震災害を対象に、被災者の生活の早期復旧、自立を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループを支援することにより、災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進する。

2 実施対象

(1) 対象地域

石川県珠洲市（珠洲市災害ボランティアセンターを通じた活動）

(2) 対象者

当該助成事業は「通常枠」と「能登半島地震復旧応援枠」の2区分で構成されています。対象者は、以下①についてはどちらか一方の要件を満たしており、かつ、以下②のすべての要件を満たす、団体・グループとします。

<p>① 区分別の要件（どちらか一方を満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none">・「通常枠」は、5人以上の団体・グループであること。・「能登半島地震復旧応援枠」は、貸切バスを利用する10人以上の団体・グループであること。
<p>② 上記①に加え、すべてを満たす必要がある要件</p> <ul style="list-style-type: none">・県内に居住、通勤、通学する者で構成される団体・グループであること。・15歳以上(中学生以下は除く)を対象とする。ただし、代表者の年齢は20歳以上であること。(※ 年齢は申請時点)・助成対象となる被災市町の社会福祉協議会やボランティアセンター等において、支援依頼とマッチングが完了している団体・グループであること。・宗教活動、政治活動、営利活動を目的とする団体・グループでないこと。・反社会的活動を行う団体・グループでないこと。・新型コロナウイルスなどの感染症予防に関して、十分な対策を講じていること。 <p>《参考》国立感染症研究所(令和6年1月19日付通知)「被災地・避難所でボランティアを計画されている皆様の感染症予防について (令和6年度能登半島地震関連)」 https://www.niid.go.jp/niid/images/disasters/noto2024/240119_noto_volunteer.pdf</p>

(3) 対象となる活動

令和6年能登半島地震により被災した石川県珠洲市における災害復旧のための被災者支援活動（被災者宅のがれき撤去、泥かき、避難所運営支援 等）とする。

ただし、被災地の視察、見学及び物資や義援金の運搬を主たる目的とする活動や、業務で被災者支援活動を行う場合は対象外とする。

3 実施期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月10日（月）のうち、現地のボランティアニーズ等を踏まえ、県と協議し決定する期間。

※ 予算の上限に達した場合は、その時点で募集を終了します。

4 対象経費及び助成額（「交通費・貸切バス費・宿泊費」と「資機材借上費」の併用は可。）
 （いずれも税込。千円未満切捨。）

区分	5人以上の団体・グループ (通常枠)	10人以上の団体・グループ (能登半島地震復旧応援枠)
交通費 ・ 貸切バス費 ・ 宿泊費	《対象経費》 交通費及び宿泊費 《助成額》 1団体・グループあたり上限20万円	《対象経費》 貸切バス費及び宿泊費 《助成額》 1団体・グループあたり上限80万円
資機材 借上費	《対象経費》 資機材借上費 《助成額》 1団体・グループあたり上限5万円	《対象経費》 資機材借上費 《助成額》 1団体・グループあたり上限5万円

最大25万円の助成

最大85万円の助成

「4 対象経費及び助成額」にかかる注意事項

- 同一災害における申請は1回限りとなります。
- 助成対象となる経費の証明には、領収書（原本）が必要です。ご提出いただく領収書は返却しませんので、原本提出が困難な場合は（写し）の提出も可能としますが、その場合は、原本証明書の提出が必要となりますのでご注意ください。
- 当該助成を受けた経費以外については、他の助成制度の利用が可能です。
- 申請団体の自己負担額が助成額の上限を下回る場合は、自己負担額の範囲内とします。

5 対象経費詳細

〔1〕5人以上の団体・グループ

(1) 交通費：被災地への往復及び被災地での交通費

① 貸切バス利用（運転手経費及び燃料代込み）の場合

ア：貸切バス利用料

イ：駐車場利用料

ウ：高速道路利用料（但し、災害ボランティア車両高速道路の無料措置が適用される区間の利用料は除く）

※ 合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とする。ただし、道路が寸断される等、特別な事情がある場合は対象とする。

エ：フェリーを利用する区間がある場合は合理的かつ経済的な航路とし、2等自由席相当料金を支援対象とする。

② レンタカー利用の場合

ア：レンタカー利用料（エコノミークラス）

イ：燃料代は、実費とする。

ウ：駐車場利用料

エ：高速道路利用料（但し、災害ボランティア車両高速道路の無料措置が適用される区間の利用料は除く）

※ 合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とする。ただし、道路が寸断される等、特別な事情がある場合は対象とする。

オ：フェリーを利用する区間がある場合は合理的かつ経済的な航路とし、2等自

由席相当料金を支援対象とする。

③ マイカー利用の場合

ア：1台当たり3名以上乗車を原則とし、団体・グループの人数を3で除した数（小数点以下、切り上げ）の台数までを認める。

イ：燃料代は下記により算出される額とする。

片道走行距離km（※）×2（=往復）×20円

※ インターネット上のルート検索ソフトで、発地の属する市町の「市役所（町役場）」と活動地の属する市町の「市役所（町役場）」間の距離による。

※ 宿泊地と活動地が異なる場合については、その往復の走行距離を、上記と同様にインターネット上のルート検索ソフトで、算出し加算する。

ウ：駐車場利用料

エ：高速道路利用料（但し、災害ボランティア車両高速道路の無料措置が適用される区間の利用料は除く）

※ 合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とする。ただし、道路が寸断される等、特別な事情がある場合は対象とする。

オ：フェリーを利用する区間がある場合は合理的かつ経済的な航路とし、2等自由席相当料金を支援対象とする。

④ 公共交通機関利用の場合

ア：交通費（航空機、JR、バス等）

※ 出発地から宿泊地までの合理的かつ経済的な往復経路に係る交通費を助成対象とする。

※ 被災地での活動を行う上で必要となるタクシー代、バス代等も助成対象とする。

※ 鉄道による移動が片道100kmを越える場合は、特急（普通車指定席）の利用を認める。

※ 航空機利用時はエコノミークラス相当とする。

「5 [1] (1) 交通費」にかかる注意事項

- 公共交通機関とレンタカー及びマイカーとの併用可。
- 交通費と宿泊費が一体となる商品（いわゆる「ホテルパック」といわれるもの）は対象外。
- 個人から借用するバスや乗用車等への謝礼や使用料は対象外。
- いずれも各種保険料は対象外。

(2) 宿泊費

宿泊は1実働日ごとに1泊まで認める。

ただし、1人あたり8,700円/日を上限とする。宿泊費に食事代が含まれている場合は、食事代を減額する。食事代の明記がない場合は、朝食部分500円、夕食部分1,000円を減じた額を宿泊費とする（この場合も上限額は8,700円）。

(3) 資機材借上費

当該助成を受けて実施する、被災地でのボランティア活動に必要な資機材（衛星携帯電話などの現地用通信機器、発電機、高圧洗浄機、サーキュレーター、送風機、大型バッテリー等）、炊き出し用設備（移動式かまど、大鍋、給水用ポリタンク等）の借上料。

※ 購入は対象外。

※ 対象経費となる借上期間は、出発日から帰着日を含む、各レンタル会社の規定等

に基づく期間とする。ただし、特段の理由なき延長期間については対象外。

〔2〕10人以上の団体・グループ

(1) 貸切バス費

兵庫県内から助成対象地域となる被災市町（活動地を含む）までの往復バスにかかる貸切バス費用（運転手経費、駐車場利用料、高速道路利用料、燃料代、消費税等を含む。ただし、各種保険料は含まない。）

※ 高速道路料金は、合理的かつ経済的な距離計算による最短ルートでの利用料金とし、途中下車による増嵩料金は対象外とする。ただし、道路が寸断される等、特別な事情がある場合は対象とする。また、災害ボランティア車両高速道路の無料措置が適用される区間の利用料は除く。

※ 宿泊地と活動地が異なる場合の往復経費も貸切バス費用に含むものであれば対象。

(2) 宿泊費

「5〔1〕(2) 宿泊費」と同じ。

(3) 資機材借上費

「5〔1〕(3) 資機材借上費」と同じ。

6 募集と決定

助成を希望する団体・グループ（以下「団体・グループ」という。）に対してひょうごボランティアプラザ（以下「プラザ」という）が申請内容の審査を行った上で、適当と認められるものに助成する。※ 予算の上限に達した場合は、その時点で募集を終了する。

7 実施手続（6ページの「申請手続の流れ」と併せてご確認ください。）

(1) 予約フォームでの活動登録（事前エントリー）

兵庫県「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト 予約フォーム」から活動登録（事前エントリー）を行う。

○兵庫県「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト予約フォームURL：

<https://hyogoken.viewer.kintoneapp.com/public/4907b7504bb523a28b938ece07e62b1d1438657954dc3438b715086bd867d4db>

※ 登録内容：活動希望日、団体・グループ名、氏名・住所等、連絡先、活動内容、資機材の借上等

(2) 登録完了の連絡

プラザは予約フォームのエントリー内容について、当該団体・グループに電話などで確認及び聞き取りを行った上で、「登録完了」の連絡と助成金申請等の書類を送付する。

※ 登録完了の連絡がない場合は、助成金の申請はできません。

(3) 団体・グループによる「被災地での活動」

上記7(2)の連絡を受けた団体・グループは、現地活動に基づき活動を実施する。

※ 実績報告書には、活動者1名につき1枚の活動証明書（ボランティアセンター等で活動確認の押印された書類）と、現地での活動状況がわかる写真（現地支援活動中の写真。撮影時には被災者が映りこまないなどの十分な配慮をお願いします。今後のプラザや兵庫県の広報にて公開可能な写真とします。）の提出が必要です。

(4) 団体・グループからの「申請書及び実績報告書提出」

団体・グループは、活動終了後1週間以内に、申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第2号）をプラザに提出する。

※ 記載内容：団体・グループ名、活動内容、資機材の借上、活動者名簿、必要経費一覧 等

※ 添付書類：支出証拠書類（令和6年度中に発行された領収書（原則原本。写しの場合には原本証明書の提出が必要。）、活動証明書（活動地域のボランティアセンター等で押印されたもの）、活動状況写真（公開可能なもの）等

(5) プラザからの「交付決定通知」

プラザは、上記7(4)をもとに申請内容を審査後、交付金額を決定し、団体・グループに交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

(6) 団体・グループからの「請求書提出」

団体・グループは、決定通知書に基づき、プラザに請求書（様式第4号）を提出する。

(7) プラザからの「助成金交付（支払い）」

プラザは、請求書に基づき、団体・グループから申出のあった金融機関等口座に助成額を支払う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、別途定める。

「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」 申請手続きの流れ

